

昭和 26 年度
事業報告書

自 昭和 26 年 4 月 1 日
至 昭和 27 年 3 月 31 日



厚生省東医第二四号

東京都文京区湯島三丁目一番地

社団法人 日本病院協会

設立代表者 上条 秀介

昭和二十六年十二月二十五日附申請の社団法人日本病院協会設立の
件を許可する。

昭和二十七年五月六日

厚生大臣 吉 武 惠



社團法人設立認可申請書

社團法人
日
下
院
協
會

社団法人日本病院協会設立認可申請書

今回社団法人日本病院協会を設立致したので認可相成り度く別紙
関係書類を添え申請します。

昭和二十六年十二月二十五日

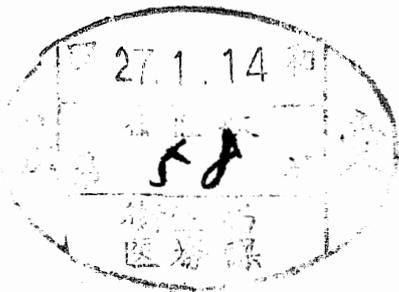
東京都文京区湯島参丁目壹番地

社団法人日本病院協会

設立代表者 上 條 秀 介



厚生大臣 橋 本 龍 伍 殿



添 附 書 類

一、設立趣意書

一、定 款

一、創立總會決議錄

一、寄附申込書

一、設立當初の財産目録

一、財産の権利の所屬についての證明書

一、銀行預金證明書

一、設立後二年間の事業計畫及びそれに伴ふ豫算書

一、役員の就任承諾書及履歷書

設立趣意書

国民の健康確保に重要な使命を持つ病院は今や民主時代の進展に應じて其の管理経営面の合理化を計り最高の技術を以つて完全な治療を施して国民の幸福と社会の福祉増進に努力しなければならぬ、殊に改正醫療法は更に一段と病床の改装、施設の改善等を要求して居るのであるから病院は舊殻を脱してこの時代の要求に應ずると同時に法の完全実施に協力する爲め相携えて共同の問題を審議実行する事が最も適切であると確信し曩に東京都を始めとして全国道府県に三十余の病院協会が設立されたのである。

更に本年に至り国際情勢に鑑みて全国都道府県病院協会が連合してこゝに日本病院協会を設立して病院の向上發展を期すると同時に広く国際活動に協力し人類の幸福に寄與せんとするものである。

社団法人 日本病院協会

設立代表者 上 條 秀 介

法人團

日本病院協會定款

新
意
書

函

附

書

證

社団法人 日本病院協会 定款

才一章 名稱と事務所

三才加入 才一条 (名稱) この会は、社団法人日本病院協会 (Japan Hospital Association) 略稱 (J.H.A.) とする。

五才削除 才二条 (事務所) この会は、事務所を東京都文京区湯島三丁目一番地病院会館内に置く。

才二章 目的及び事業

才三条 (目的) この会は、日本全病院の一致協力によつて、病院の向上発展とその使命遂行とを図り、社会の福祉増進に寄与するを目的とする。

才四条 (事業) この会は、前条の目的を達成するため、左に掲げる事業を行ふ。

一 病院の管理運営及び施設の改善向上に関する事項

二 病院関係者の教育、指導、待遇改善及び表彰に関する事項

三 病院の公衆衛生活動に関する事項

四 病院の規格並に医師実地習練施設の調査研究に関する事項

五 社会保険制度、^{大才加入}医療法人、^{三才加入}医療金融並に^{三才加入}医療^{三才加入}財団に関する事項

六 薬品及び食品等病院用品の調査研究に関する事項

七 病院事業の国際的活動に関する事項

八 病院事業に関して政府その他の関係機関並に団体との連絡協

議に関する事項

九 病院学会並に病院大会主催に関する事項

一〇 機関紙その他の刊行物発行に関する事項

一一 病院の弘報活動に関する事項

一二 その他この会の目的達成のため必要な事業

四字削除

才三章 組織及び会員

二字加入
六字削除

才五条（~~組織~~及本会員）この会は、理事会の承認する都道府県を区域とする病院の団体（以下都道府県病院団体と并ぶ）を構成する病院の代表者で、この会の趣旨に参同し入会した者を以て組織する。

才六条（入退会）この会に入会しようとするものは、都道府県病院団体を通じ所定の様式による申込をなし理事会の承認を得なければならぬ。

十一字加入
七字削除

② 会員が左の各号の事由に該当する場合は、退会したものと見做す。

一 本人よりこの会に脱退の申入れがあつたとき

二 都道府県病院団体から脱退したとき

三 都道府県団体から除名の通知があつたとき

才七条（会費）この会の会費は、代議員会の議を経て別に定める会費を納めなければならぬ。但し会費の徴収に関しては都道府県病院団体に於て責任を負ふものとする。

才八条（既納会費及び醸出金）既納の会費又は醸出金は、その理由の如何を問わずこれを返還しない。

才九条（戒告又は除名の勧告）会員でこの会の名譽を毀損し、又は目的達成に反するような行動があつたときは、代議員会の議決を経て会長は都道府県団体に戒告又は除名の勧告をすることができ

三字加入
三字削除

才四章 役員

才一〇条（役員）この会に左の役員を置く。

- 会長 一名
- 副会長 二名

- 常務理事 若干名（内五名を常務理事とする）
- 監理事 二名

- 代議員 若干名

才一一條（役員職務）の会長は、この会を代表し、会務を統理する。

大字削除
十六字加入



二文字加入
十九字削除

總会及び理事會を招集し、その議長となる。

二文字加入

② 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは職務を代理する。
(副会長及び副会長がともに事故あるときは専断事務を代理)

三十七字加入
一字削除

④ 常務理事は、会長の指示を受けて、この会の常務を掌理する。

一字加入
一字削除

⑤ 理事は、理事會を組織し、業務の執行をはかる。
⑥ 監事は、民法才五九条の職務を行ふ。

⑦ 代議員は、代議員會を組織して重要事項を審議する。

才一二条(役員の選出)の代議員は代議員會の議を経て別に定めるところにより、都道府県病院団体より、その所屬會員數に比例して會員中から選出する。

② 会長、副会長は理事の互選とする、理事及び監事は、代議員會の議を経て別に定めるところにより、代議員會に於て會員中から選出する。

才一三条(役員任期及び解任)の役員任期は、二年とする。但し、再任を妨げない。

③ 補欠により、就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

④ 役員は、任期満了後と雖も、後任者の就任するまではその職務を行ふ。

⑤ 役員は、任期中と雖も、この会の名譽を毀損し又は目的趣旨に反するような行動があつたときは、代議員會の議決を経て、会長は、これを解任することができる。

才五章 顧問参与委員及び職員

才一四条(顧問及び参与)のこの会に顧問及び参与若干を置くことができる。

② 顧問及び参与は、この会に功勞ある者又は学識經驗ある者の中から代議員會の承認を経て、会長が委嘱する。但し、その任期は役員任期と同じとする。

③ 顧問は、この会の重要事項について会長の諮問に應ずる。

④ 参与は、この会の重要事項に關して會議に出席し意見を述べ

三文字加入
三文字削除

⑤ 顧問は、この会の重要事項について会長の諮問に應ずる。

⑥ 参与は、この会の重要事項に關して會議に出席し意見を述べ

ことができる。但し可否の決に加わることができない。

才一五条（委員）の会長は、理事会の議決を経て、事業達成のため必要なる委員を置くことができる。

② 委員は、委員会を構成し、会長から委託された事項を処理する。

才一六条（職員）のこの会に、事務処理上必要な職員を置く。

② 職員の任免は、理事会に諮つて会長がこれを行ふ。

才六章 会 議

三字削除

才一七条（会議の種類）会議は、これを総会、理事会及び代議員会の三種とする。

才一八条（総会及び代議員会の種類）の総会は、定期総会及び臨時総会の二種に分ける。

② 代議員会は、定期代議員会及び臨時代議員会の二種に分ける。

七字加入
七字削除

才一九条（総会及び代議員会の開催時期）定期総会及び臨時代議員会は、毎年一回六月にこれを開催し、臨時総会及び臨時代議員

は臨時必要と認めるときこれを開催する。

一字加入
一字削除

才二〇条（理事会の種類）の理事会は、定期理事会及び臨時理事会とし、定期理事会は、毎年二回六月及び十二月に開催する。

② 臨時理事会は臨時必要と認めるとき開催する。

才二一条（会議の招集及び議長副議長）の総会及び理事会は、会長がこれを招集してその議長となる。

六字加入
七字削除

① 代議員会は、代議員会の議を経て別に定めるところにより代議員の中から選挙された議長が、これを招集して、その議長となる。

③ 代議員会は副議長を選出することができる。

四字加入
四字削除

④ 議長及び副議長の任期は、代議員の任期と同じとする。

二字加入
一字削除

⑤ 余議を構成する会員若し役員は、五分の一以上、又は議長は、臨時総会を以て請求があつたときは、会長又は代議員会議長は、臨時総会を請求を招集しなければならぬ。

才二二条（会議の定足数）会議は、その会議を構成する会員又は役員

の過半数の出席がなければ、これを開会することができない。

但し、再招集のときは、この限りでない。
十六字加入 ~~米~~ 二三条（会議の議決）会議の議事は、出席者の過半数の同意をもつてこれを決する。

可否同数のときは、議長がこれを決する。

才二四條（書面表決及び委任表決）已むを得ない理由のため会議に出席できない会員又は役員は、予め通知された事項に付いてのみ書面をもつて表決をなし、又は代理人に委任して表決することができる。

才二五條（書面審理）会長又は代議員会議長は、簡易な事項又は急施を要する事項については、書面を送付して賛否を求め會議に替えることができる。

十五字削除
才二六條（總會付議事項）總會には、この定款に規定してあるもの外、左の各号に掲げる事項を付議する。

一 事業計畫の承認

二 その他会長が付議した事項

才二七條（理事會付議事項）理事會には、この定款に規定してあるものの外、左の各号に掲げる事項を付議する。

一字削除

一 歳入歳出 ~~予算~~ 予算の算定並に決算の承認

二 事業計畫の承認

三 その他会長が付議した事項

七字加入
一字削除

才二八條（代議員會審議事項）代議員會はこの定款に規定してあるものの外左の各号 ~~に掲げる事項~~ ^{に掲げる事項} を付議する。

一 總會に提出する事項

二 理事會に於て必要と認めたる事項

三 資産と會計

六字加入
才二九條（資産の構成）この會の資産は、左の各号 ^{に掲げるもの} により構成される。

一 設立当初寄附された別紙財産目録記載の財産

二 會費及び寄附金

三 事業に伴ふ收入

四 其他の収入

才三〇条（資産の管理）この会の資産は、理事会の議決を経て会長がこれを管理する。

○ 資産のうち現金は、郵便官署、確實なる銀行又は信託会社に預入、若しくは、信託し、又は国債その他確實なる有価証券に替え保管するものとする。

才三一条（経費の充当）この会の経費は、資産を以て支弁する。

才三二条（剰余金の処分）年度末において剰余金を生じたときは、代議員会の議決を経て、その全部若しくは一部を翌年度に繰越すか、又は積立金として積立てるものとする。

才三三条（予算及び決算）この会の毎年度の歳入歳出の予算は、年度開始前に理事会の議決を経て、代議員会の議決を付し、歳入歳出決算は、事業年度終了後一ヶ月以内に、その年度末財産目録と共に、監事の監査を経て、理事会の認定に付し、代議員会の承認を求めるとする。

才三三條（加入）
七才削除

才三四条（特別会計）この会は、代議員会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

才三五条（事業年度）この会の事業年度は、毎年六月一日に始まり翌年五月三十一日に終る。

才八章 定款の変更及び解散

才三六条（定款の変更）この定款は、代議員四分ノ三以上の同意を経、本会主務官庁の認可を得なければこれを変更することができ
たし。

才三七条（解散）この会は、民法才六八条の場合、代議員四分の三以上の同意を経、本会主務官庁の認可を得て、解散することができる。

才三八条（解散残余財産の処分）前条により解散した時の残余財産は、代議員会の議決を経て、本会主務官庁の認可を得て、この会と類似の目的を持つ他の団体に寄附するものとする。

三才削除

才三三條（加入）
七才削除

理 事 久 米 直 助
 監 事 三 沢 敬 義
 全 大 森 憲 太

社団法人日本病院協会設立の為本定款を作成し設立者記名捺印する

昭和二十六年六月二十四日

東京都大田区上池上町壹千貳拾七番地

設立者 上 條 秀 介 

愛媛県松山市道後南町参丁目四百七拾九番地

同 西 村 泰 

東京都大田区北糝谷町貳百九拾九番地

同 熊 谷 千 代 丸 

東京都大田区田園調布参丁目四百参拾八番地

設立者 金 子 幸 二

東京都板橋区板橋町壹丁目貳千四百拾壹番地

同 莊 寛 

東京都新宿区戸塚町参丁目九百五拾貳番地

同 長 坂 佐 武 郎 

東京都新宿区戸山町壹番地

同 守 屋 博 

東京都渋谷区大山町九番地

同 菊 地 真 一 郎 



設立者

長岐 佐武郎

同 守屋 博

同 菊地 宣一郎

同 中山 榮之助

同 佐藤 隆房

同 加藤 豊治郎

同 大沼 貞藏

同 青木 清四郎

同 柳 武夫

同 豊田 文一

同 松原 太郎

同 許山 茂隆

設立者 佐藤 元一郎

同 藤本 順

同 村元 界

同 竹田 正八

同 横山 廣速

同 大島 宗二

同 赤岩 八郎

同 中村 強雄

同 久米 直助

同 三澤 敬義

同 大森 憲太

創立總會決議録

昭和二十六年六月二十四日午後一時文京區湯島三丁目一番地病院會
館に於て創立總會を開いて左の通り決議した。

記

出席社員 六十四名

設立者熊谷千代丸氏指名を以て創立總會議長に上條秀介氏を選舉し
たい旨總會に諮つた處滿場異議なく之に賛成し上條秀介氏議長席に
著く

一議長は、設立者熊谷千代丸に、この會の創立事項の報告をさせこ
れを議場に諮つた處滿場異議なく承認した

二議長は熊谷千代丸氏に定款全文を朗讀させ議場に諮つた處滿場異
議なく可決した

三定款第一二條による理事及監事が就任する迄、別紙記載のものを
以て理事、監事及代議員とした旨議場に諮つた處滿場異議なく

これを賛成し、一同は承諾就任した

四上條秀介を設立代表者と定め設立についての一切の権限を委任する事に滿場一致可決した
以上を以て創立總會の目的事項を全部終了した旨を告げ午後三時
閉會した

設立者 議長 上條 秀 介

設立者 熊谷 千代丸

設立者 莊 克

同 西村 泰

同 金子 準 二

財產目錄

資產總額 金參拾萬圓也

內譯

現金 金參拾萬圓也

株式會社 大阪銀行神田支店預金

病院の管理運営

病院の管理運営については、その規模、診療科目に従ひ、夫々合致するよう處して行くべきであるが、既往に於ては自己判断による運営が常であつたが、これではもはや時代に相應しなくなつて來て居るこの會は、これ等について、全国各病院と緊密なる連絡の下にその施設及び運営を調査研究し、或はこれに關する學術等により改善し又は規格を定め以て適切なる運営法を確立し、本來の目的に應へようとするものである。

醫療關係法規の調査研究

前述の事業を向上發展させる爲めに、社會保障制度、醫療法人等の關係法規を調査研究をし、なおこれに關連する醫療金融及び税法を具体的に活用する途を講じて、その目的に應へようとするものである。

病院事業の政府その他の關係機關並に団体との連絡

病院事業は、公衆衛生、社會福祉に直接の關係にあり、常に政府その他これに關係する機關としばしば交渉が起き、これを個々に於て對處することは、時日を費し手落を來たすおそれもあるので、この會はこの點に鑑み相互の意見を取纏め協議の上その處理に便しようとするものである。

社団法人 日本病院協會

昭和廿六年度 畢業收支豫算書 (自昭和廿六年六月一日 至昭和廿七年五月卅一日)

収入の部

一會費	一六八〇〇〇〇圓	加盟病院	一、二〇〇圓	病院	一、二〇〇圓
二寄附金	一〇〇〇〇〇圓	一病院	一、二〇〇圓	病院	一、二〇〇圓
三雜收入	五〇〇〇圓			病院	一、二〇〇圓
合計	一七八五〇〇〇圓			病院	一、二〇〇圓

去年特別
増子加入

病院
初年度
二〇〇圓加算

支出の部

一、設立費	二〇〇〇〇〇圓	準備諸經費	一五〇〇〇〇圓
二、事務費	七二〇〇〇〇圓	設立總會費	五〇〇〇〇圓
人件費	俸給	三六〇〇〇〇圓	(事務員三人 一人當一、二〇〇圓)

手當	六〇〇〇〇圓	
諸給	二〇〇〇〇圓	
旅費	三〇〇〇〇圓	
物件費	備品什器費	五〇〇〇〇圓
	印刷費	五〇〇〇〇圓
	通信費	二〇〇〇〇圓
	消耗品費	五〇〇〇〇圓
	雜費	二〇〇〇〇圓
	會議費	三〇〇〇〇圓
	役員會費	二〇〇〇〇圓
	諸會議費	一〇〇〇〇圓

三、事業費 二五〇〇〇〇圓

步外費	五〇〇〇〇圓
私報費	二〇〇〇〇圓
會報費	五〇〇〇〇圓
學費	一〇〇〇〇圓

	社會對策費	50,000圓	(社會、生保、勞災)
	保險對策費	30,000圓	(其の他を含む)
	物價對策費	30,000圓	(藥品、材料、電氣)
	諸稅對策費	20,000圓	(其の他)
	醫療法對策費	10,000圓	
四 借 用 料	借 至 料	360,000圓	
五 豫 備 費	豫 備 費	150,000圓	
六 雜 費	雜 費	50,000圓	
七 翌年度繰越金	翌年度繰越金	55,000圓	
合 計		1,785,000圓	

五五〇〇〇圓

病院事業の国際的活動

講和後の吾国はやがて戦前に復するに至るものと思ふが、病院事業は世界的共通性を帯びて居るので、相互的研究を機に臨み適切なる活動を始め以て斯道の發展の資とする。

病院關係者教育、指導

醫療の向上を圖る爲め病院關係者の教育、指導に留意し、各病院と連絡してこれに當り併せて待遇の改善及び表彰をする。

その他の事業

その他左の事業を行ひ、これが發展の要に供する。

- 一、藥品及び食品等病院用品の調査研究
- 二、機關紙その他の刊行物發行に關する事項
- 三、病院弘報活動に關する事項